

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第13号

新潟県後期高齢者医療広域連合の収納代理金融機関を次のとおり変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和5年11月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合  
連合長 磯田 達伸



1 指定解除する収納代理金融機関の名称

金融機関名称	取扱店舗
三條信用組合	日本国内の店舗

2 指定解除年月日

令和5年11月20日